

伊勢市農業委員会 第198回 総会議事録

日 時	令和4年6月16日(木) 13時53分～14時45分
場 所	御菌総合支所 2-4会議室
出席委員	<p>19名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉    8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平    11番 北村 安弘    12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉    15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史    17番 岩尾 昭    18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	0名
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美(局長)</p> <p>中野 雅之(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶(会計年度任用職員)</p>
会議録署名者	2番 森 美江    11番 北村 安弘
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第198回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>19</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 2番の森 美江さん 11番の北村 安弘さん のご兩名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。</p>

す。件数は8件、田が4筆4,157㎡、畑が9筆5,373㎡の計13筆9,530㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、売買でございます。受人は田尻町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は田尻町地内 田尻公園より南西へ230mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらも売買でございます。受人は西豊浜町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢広域環境組合清掃工場より東へ340mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

3番、こちらも売買でございます。受人は西豊浜町の田2筆と畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

次ページ(1-2)をご覧ください。

4番、こちらも売買でございます。受人は有滝町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は有滝町地内 ありたき農村公園より西へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

5番、こちらも売買でございます。受人は鹿海町の畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 堀割橋より南西へ120mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

6番、こちらも売買でございます。受人は鹿海町の畑3筆を譲り受

けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 加賀宮神社より西へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

次ページ(1-3)をご覧ください。

7番と8番、こちらも売買でございます。受人が同一のため併せて説明します。受人は小俣町明野の田1筆と畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より北へ230～260mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された1番・5番・6番については、受人に営農計画書の提出を求めました。事務局において、提出された営農計画書の内容等を確認し、必要に応じて聞き取りを行い、適正であると判断いたしました。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決

定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が4筆2,013㎡、畑が2筆764㎡の計6筆2,777㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、こちらは令和4年4月15日付で農地法第5条にて許可した売買による駐車場でございました。申し出によりますと、これから事業拡大により来客や社員の増加が見込まれるため、駐車場として整備する土地の1筆(黒瀬町円保845)に隣接する農地所有者との交渉がまとまったことで、駐車台数及び配置を変更するものでございます。なお、転用申請が【5条-3番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

次ページ(2-2)をご覧ください。

2番、こちらは平成22年11月24日付で農地法第5条にて許可した売買によるミネラルウォーター採取工場でございました。申し出によりますと、清涼飲料水を製造販売する計画を断念し今後の検討をしていたところ、敷地の約半分について隣地で自動車業を営む承継人が、駐車場及び資材置場として利用することになったものでございます。残地については、引き続き適正に管理し、有効活用を検討していくとのことでございます。なお、転用申請が【5条-5番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

次ページ(2-3)をご覧ください。

3番、こちらは令和2年12月4日付で農地法第5条にて許可した売買による建売住宅でございました。申し出によりますと、当初計画地に隣接地を含めた事業計画に変更することで、土地の有効活用が図れるようになったものでございます。なお、転用申請が【5条-10番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第2号は、以上3件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ2筆の528㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は小俣町明野の田2筆を、一之木4丁目で土木工事業を営む株式会社森田建設に貸し出す駐車場10台分にしたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より東へ310mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は18件、内訳といたしまして、田が11筆7,818㎡、畑が12筆5,360㎡の計23筆13,178㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は馬瀬町の田を譲り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積102.34㎡としたいとの申請でございます。申請地は下野町地内 下野公民館より北へ110mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらも売買でございます。受人である大湊町で左官業を営む森下 鷹弥さんが、大湊町の田1筆と隣接する原野1筆137㎡を譲り受けて一体利用して、資材置場及び駐車場1台分としたいとの申請でございます。申請地

は大湊町地内 伊勢市大湊支所より北へ10mに位置する第3種農地に  
ございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで  
自然浸透及び北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては土留めを行うとの  
ことでございます。

3番、こちらでも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました  
事業計画変更に伴って、改めて申請された案件でございます。本件は受人である  
黒瀬町で情報処理業を営む有限会社池田会計事務所 代表取締役 池田 六  
太郎さんが、黒瀬町の田1筆を譲り受けて、隣接する許可済の田1筆376㎡と一  
体利用して、駐車場26台分としたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地  
内 JR五十鈴ヶ丘駅より南西へ230mに位置する第3種農地でございます。現地  
調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝  
へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことございま  
す。

4番、こちらは賃貸借でございます。借人である東京都品川区でコンビニ  
経営等を営む株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信さんが、通  
町の田1筆を借り受けて、隣接する許可済の田1筆430㎡と一体利用して、店  
舗 建築面積198.25㎡、倉庫7.0㎡及び駐車場等1,123.10㎡ 所要面積  
計実測で1,328.35㎡としたいとの申請でございます。申請地は通町地内 通  
町公園より南東へ200mに位置する第3種農地でございます。排水は合併  
浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリー  
トブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が  
1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づ  
く開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、  
再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございま  
す。

5番、こちらは売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました  
事業計画変更に伴って、改めて申請された案件でございます。受人である村松  
町で自動車業を営む寺田 悠亮さんが、村松町の田1筆を譲り受けて、駐車場8  
台分及び資材置場としたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 国道  
23号 東大淀交差点より南西へ550mに位置する事業計画変更申請地にござ  
います。現地調査の結果、許可済のため斜線と判断されました。排水は雨水のみで  
自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことござ  
います。

6番、こちらも売買でございます。受人は、東大淀町の畑1筆を譲り受け、駐車場2台分としたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 大堀川防潮水門より南へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

7番、こちらも売買でございます。受人は上地町の畑2筆を譲り受けて、住宅2階建1棟 建築面積72.26㎡としたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 豆塚組公民館より北東へ190mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は28%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらも売買でございます。受人は栗野町の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積105.99㎡としたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校より北へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は40%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

9番、こちらも売買でございます。受人は中須町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積96.25㎡としたいとの申請でございます。申請地は中須町地内 ドン・キホーテ伊勢店より南へ110mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は29%、排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10番、こちらも売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って、改めて申請された案件でございます。本件は受入である楠部町で不動産業を営む株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合さんが、楠部町の田1筆を譲り受けて、隣接する許可済の田2筆 計1,383㎡と一体利用して、建売住宅4棟 建築面積計248.40㎡と車庫4棟 建築面積計105.26㎡及び住宅 建築面積80.32㎡と事務所 建築面積51.34㎡と車庫 建築面積35.89㎡及び道路等274.50㎡ 所要面積計 実測で1,924.08㎡としたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内 伊勢インターチェンジに隣接し、当初は農業振興地域内 農用地区域内農地でしたが、令和4年6月7日に農用地

除外が決定された、第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は建売住宅分33%と住宅・事務所分29%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものをございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをございます。

11番、こちらも売買をございます。受人である名古屋市名東区八前2丁目で太陽光発電事業を営む株式会社アクト 代表取締役 筑紫 大さんが、朝熊町の田3筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積1,989.18㎡としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 伊勢二見鳥羽ライン 二見ジャンクションより北西へ200mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをございます。

12番、こちらも売買をございます。受人である御菌町高向で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、小俣町湯田の畑2筆を譲り受けて、建売住宅8棟 建築面積計507.58㎡と道路等したいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より北東へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものをございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをございます。

13番、こちらも売買をございます。受人は、小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に小俣町湯田で自動車販売業を営む有限会社ミナミ自動車販売 代表取締役 野口 守茂さんに貸し出す駐車場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より東へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

14番、こちらもお買い上げでございます。受入である一之木4丁目で医療介護事業を営む学校法人 協栄学園 理事長 服部 尚さんが、御菌町高向の畑2筆を譲り受けて、機能回復訓練施設としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 高向大社より西へ100mに位置し、当初は農業振興地域内 農用地区域内農地でしたが、令和4年6月7日に農用地除外が決定された、第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますが、都市計画法第29条に基づく開発案件には該当しないと確認済みでございます。

15番、こちらもお買い上げでございます。受入である多気郡明和町で不動産等を営む株式会社松本技建 代表取締役 松本 昂己 さんが、御菌町高向の田1筆を譲り受けて、分譲宅訪2区画としたいとの申請にございます。通常農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より西へ330mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

16番、こちらは使用貸借でございます。御菌町長屋の義父名義の畑1筆を借り受けて、借人が申請地にカーポートを建てたいとの申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 ハートプラザみそのより西へ140mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

17番、こちらは売買でございます。受入である松阪市小片野町で不動産等を営む株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、分譲宅地3区画と道路としたいとの申請にございます。通常農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている

用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢御菌長屋郵便局北側道路向かいに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

18番、こちらは使用貸借でございます。御菌町長屋の義父名義の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建1棟 建築面積128.56㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は御菌町長屋地内 国道23号 長屋1交差点より南西へ320mに位置する第3種農地でございます。申請地の面積が573㎡となっており、三重県農業会議が定める500㎡以下を上回っております。しかしながら申請時に理由書が添付されており、仮に分筆し農地を残しても実測67㎡の変形した狭小農地で耕作に適さないとの内容でございました。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて北東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

続きまして、6番は北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(北村委員、退席してから審議)

何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の北村委員に関係する分については許可することに決定いたしました。

それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、4番、10番、12番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は57件で、田が121筆の129,135.82㎡、畑が3筆の3,066㎡、計124筆の132,201.82㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の425㎡。
- ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の719㎡。
- ◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ4筆の2,213㎡。
- ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の3,084㎡。
- ◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ2筆の3,084㎡。
- ◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の3,867㎡。
- ◇6年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の3,867㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が25件で、田のみ55筆の56,297.91㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が24件で、田のみ54筆の55,578.91㎡。
- ◇15年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ3筆の3,066㎡。

以上件数は件数は57件で、田が121筆の129,135.82㎡、畑が3筆の3,066㎡、計124筆の132,201.82㎡でございます。転貸抜きの件数は31件で、田が64筆の66,605.91㎡、畑が3筆の3,066㎡、計67筆の69,671.91㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内14番から55番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(奥野委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について

……2件(説明内容記録省略)

	<p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について          ……5件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>6月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月28日（火） 泉 一嘉 委員、 奥野 隆史 委員</li> <li>・6月29日（水） 山添 久憲 委員、 大西 正義 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第198回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_